

令和 7年12月 2日議決・専決

令和 7年12月 3日施行

令和 7年12月 3日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町条例第29号

佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年12月 3日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町条例第29号

佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

(佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例（平成17年佐用町条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第2の12月の項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2の6月の項中「100分の227.5」を「100分の230.0」に、同表12月の項中「100分の232.5」を「100分の230.0」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。